

令和7年度 指定管理者業務実績シート

作成年月日 令和8年6月11日

部	保健福祉部	課	管理課
---	-------	---	-----

施設名・所在地	函館市斎場(函館市船見町27番1号) 戸井斎場(函館市館町169番地1) 椴法華斎場(函館市絵紙山町27番地2) 南茅部斎場(函館市尾札部町2457番地1外6筆)														
設置条例	函館市火葬場条例														
指定管理者名	株式会社マルゼンシステムズ	指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日												
指定管理者の特別な要件	火葬場の施設運営に1年以上の経験がある団体、または火葬場の業務(火葬炉の操作等)に1年以上従事した者がいること			選定区分	公募 非公募										
設置目的	公衆衛生、その他公共の福祉の見地から、適正に遺体を火葬するため。														
設置年月日および建設費	函館市斎場(平成5年3月31日):1,292,385千円 戸井斎場(平成11年3月25日):216,563千円 椴法華斎場(平成13年12月14日):142,331千円 南茅部斎場(平成元年11月27日):170,388千円														
構造規模等耐用年数	函館市斎場:鉄筋コンクリート造地上2階地下1階建 延べ床面積 2,369.37㎡ 戸井斎場:鉄骨造平屋建 延べ床面積 258.34㎡ 椴法華斎場:鉄骨造平屋建 延べ床面積 198.00㎡ 南茅部斎場:鉄筋コンクリート2階建 延べ床面積 411.21㎡ ※全施設耐用年数 50年														
開館時間 休館日等	開館時間:9:00～16:30 休館日:第3日曜日(函館市斎場のみ),1月1日														
料金体系	<table><tr><td>12歳以上の死体</td><td>12歳未満の死体</td><td>死産児</td><td>身体の一部</td><td>胞衣産わい物</td></tr><tr><td>14,000</td><td>8,500</td><td>4,000</td><td>2,500</td><td>1,000</td></tr></table> 函館市民以外の場合、上記の倍の額となる。 ※利用料金制の採用 無					12歳以上の死体	12歳未満の死体	死産児	身体の一部	胞衣産わい物	14,000	8,500	4,000	2,500	1,000
12歳以上の死体	12歳未満の死体	死産児	身体の一部	胞衣産わい物											
14,000	8,500	4,000	2,500	1,000											
1 指定管理者が行う業務の内容および実施状況															
(1)管理業務															
・斎場の使用許可および制限に関すること(胞衣産わい物に係るものに限る)															
・火葬に関すること															
・斎場(施設,設備等)の維持管理に関すること															
・その他市長が必要と認める業務															
(2)委託事業															
火葬場使用料収納事務委託															
(3)自主事業															
該当事業なし															
2 市民サービス向上のためのその他の取り組み実績															
・自衛消防訓練の実施(市斎場)															
・熱中症対策キットの設置(市斎場)															
・土砂災害避難訓練の実施(市斎場, 戸井斎場, 南茅部斎場)															
・控室エアコン取付(南茅部斎場)															
・告別室, 収骨室エアコン分解清掃の実施。(市斎場)															

3 市民ニーズの把握の実施状況

○利用者アンケートの実施

各斎場に回収箱を設置し、投函されたアンケート用紙を1か月毎に集計(令和7年度回答枚数 51枚)

総 評 ・アンケート結果によると、利用した概ねの方が満足していると回答しており、全体的に満足いただけるサービスを提供していると認識。

4 施設の利用状況(利用者数、稼働率など)

・令和7年度月別火葬件数

(単位:件)

斎場名	種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
函館市斎場	遺体	332	338	313	309	322	328	336	358	382	353	320	355	4,046
	死胎	0	1	2	1	2	2	2	2	3	1	5	1	22
	身体一部	2	1	1	2	0	2	0	2	3	1	1	0	15
	抱衣産わい物	42	43	29	23	31	26	30	46	34	31	27	30	392
	計	376	383	345	335	355	358	368	408	422	386	353	386	4,475
戸井斎場	遺体	21	6	16	12	6	0	19	20	37	17	19	18	191
	計	21	6	16	12	6	0	19	20	37	17	19	18	191
楳法華斎場	遺体	5	5	2	2	2	6	5	1	8	0	0	1	37
	計	5	5	2	2	2	6	5	1	8	0	0	1	37
南茅部斎場	遺体	8	6	1	3	2	5	2	5	13	8	3	5	61
	計	8	6	1	3	2	5	2	5	13	8	3	5	61
合計		410	400	364	352	365	369	394	434	480	411	375	410	4,764

・年度別火葬件数

(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
火葬件数	5,541	5,737	5,605	4,835	4,764
使用料収入	62,605,000	67,304,500	66,963,500	65,768,000	64,401,500

5 指定管理者の収支状況

(単位:千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入	管理委託料	101,776	103,844	101,776	103,844	101,776
	その他収入	26	26	26	26	25
	前年度繰越金	3,803	0	0	0	0
	補填金		10,948	9,182	10,842	11,098
	計	105,605	114,818	110,984	114,712	112,899
支出	人件費	36,273	40,276	37,789	37,737	38,883
	光熱費	33,371	38,872	39,847	41,470	41,662
	一般需用費	3,848	3,274	3,270	3,095	2,008
	役務費	491	539	462	467	553
	委託料	23,314	25,792	21,920	24,564	22,027
	備品購入費	203	3	145	171	42
	使用料・賃借料	866	872	867	950	953
	負担金等	0	0	0	0	0
	その他	3,284	1,057	2,641	2,258	2,621
	租税公課	3,955	4,133	4,043	4,000	4,150
計		105,605	114,818	110,984	114,712	112,899
当該施設の利用者1人あたり税金投入コスト		7	6	6	8	8

6 モニタリングの実施状況および指定管理者に対する改善指示等の実施状況

○実地調査の実施：☒有・無

○モニタリング実施状況：協定書及び業務処理要領に基づき、毎月、業務報告書、利用者アンケートの結果が提出されている。

○改善指示等：特になし。

7 指定管理者に対する評価

① 指定管理者の自己評価

区分	評価	評価の内容	課題と今後の対応
業務の履行 状況	☐ A ☒ B ☐ C ☐ D	各業務を確実に履行した。	各施設の老朽化が著しいことから、安全面に配慮した管理運営を行う。
サービスの 質の状況	☐ A ☒ B ☐ C ☐ D	利用者アンケートの結果を参考に利用者サービスの向上を図った。	利用者アンケートの結果や葬儀会社等の意見を参考に、今後も利用者サービスの向上を図る。
団体の経営 状況	☒ A ☐ B ☐ C	特になし。	今後も適正な事業収支と透明性の維持に努めたい。

② 市の指定管理者に対する実績評価

区分	評価	評価の内容	課題と今後の対応
業務の履行 状況	☐ A ☒ B ☐ C ☐ D	協定書に定める事業を適切に実施している。 また、施設、設備の点検、維持管理も適切に行われている。	各施設の老朽化が進んでいるため、日頃から施設、設備の点検、維持補修を心がけ、業務が滞り無く実施できるよう、引き続き適切な運営を行っていただきたい。
サービスの 質の状況	☐ A ☒ B ☐ C ☐ D	職員の資質向上のための研修等を実施するとともに、利用者アンケートや葬儀社からの意見も積極的に取り入れ、サービスの質の向上に努めている。	サービスに対する利用者からの評価は良好であり、市が望む水準を満たしていると言える。 今後も引き続きサービス向上を心がけ業務に取り組んでいただきたい。
団体の経営 状況	☒ A ☐ B ☐ C	財務指標等はおおむね問題はない。	コスト削減に努めながら管理運営を行っており、適正な事業収支と判断できる。 今後も適正な運営に努めていただきたい。

◎「業務の履行状況」「サービスの質の状況」

- A 協定書を遵守し、事業計画書及び仕様書の水準以上がなされている。
- B 協定書を遵守し、事業計画書及び仕様書の水準どおり行われている。
- C 協定書の遵守しているが、事業計画書及び仕様書の水準をやや満たしておらず、課題がある。
- D 協定書や事業計画書に不履行がある。または、業務水準を満たしていない。

◎「団体の経営状況」

- A 事業収支、経営状況に問題はない。
- B 事業収支、経営状況の今後に注意を要する。
- C 事業収支、経営状況に早急な改善を要する。